

筑前町教育委員会告示 3 号

筑前町小規模特認校制度実施要綱を次のとおり定める。

令和 5 年 4 月 1 日

筑前町教育長 宮崎 敏宏

筑前町小規模特認校制度実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、地域と連携した教育活動を推進している小規模校において、児童の心身の健康を図り、豊かな人間性を培い、適正を生かした教育を推進するとともに、筑前町立学校の通学区域に関する規則（平成 17 年筑前町教育委員会規則第 19 号。以下「規則」という。）第 5 条の規定に基づき、筑前町立小学校の小規模特認校制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号の定めるところによる。

- (1) 「小規模特認校」自然、歴史、文化その他恵まれた環境を生かして、児童の確かな学力の向上と心身の健やかな成長、豊かな人間性を育むための特色ある教育活動を展開する小規模な小学校をいう。
- (2) 「通学区域」規則第 2 条に規定する通学区域をいう。
- (3) 「特認入学」特認校に通学区域から入学及び転入学することをいう。

(小規模特認校)

第 3 条 小規模特認校は、筑前町立三並小学校とする。

(対象児童)

第 4 条 特認入学の対象児童は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 町内に在住し、かつ、町内小学校に就学予定及び就学中の児童であること。
- (2) 遠距離の通学となる特殊事情を考慮し、心身ともに健康であり、身体的状況や体力が特認入学に耐えられる児童であること。この場合において、教育委員会

が必要があると認めるときは、医師の診断書により調査確認する場合がある。

(入学要件)

第5条 特認入学に際しての要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 保護者は、特認校の教育活動及びPTA活動等について十分理解し、積極的に協力すること
- (2) 居住地における地域活動等に加え、特認校区内における地域活動や住民との交流にも、積極的に参加すること。
- (3) 通学における安全確保については、送迎など保護者の責任の下で行うこととし、その費用についても保護者負担とする。

(入学時期)

第6条 特認入学の時期は、学年を問わず、4月1日、9月1日、1月1日のいずれかとする。

(期間)

第7条 特認入学の期間は、原則として、特認入学時から卒業までとする。

(入学手続き)

第8条 特認入学を希望する児童の保護者は、小規模特認校就学申請書(様式1号)を教育委員会に提出するものとする。

2 特認校の校長は、特認入学を希望する児童及びその保護者との面談を実施し、その結果について教育委員会に面接結果報告書(様式2号)を提出するものとする。

3 教育委員会は、小規模特認校就学申請書、面接結果報告者に基づき、特認入学の児童を決定し、許可を決定した場合は、保護者に小規模特認校入学許可通知書(様式3号)により通知するものとし、不許可の決定をした場合は、保護者に小規模特認校入学不許可通知書(様式4号)により通知するものとする。

(募集人員)

第9条 特認入学の募集人員は、学年とも児童数が20名となるまでとし、それを超える希望者がいた場合は、原則として抽選により決定する。

(入学の取消)

第10条 教育委員会は、特認入学の許可後において、申請事実との相違、その他の特認入学の趣旨にそぐわない事由が生じ、特認校の学校運営に支障があると認められるときは、当該特認入学を取り消すことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により許可を取り消すときは、小規模特認校入学許可

取消通知書（様式5号）により申請者に通知するものとする。

（中学校への入学）

第11条 特認入学した児童が、当該特認校を卒業者し、筑前町立中学校へ入学するときは、当該児童の通学区域の中学校へ入学するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該特認校を卒業する児童が希望する場合は、在学する特認校区の中学校に入学することができるものとする。

3 前項の場合は、規則第5条の規定に基づき、就学指定校変更の手続きを行わなければならない。

（補側）

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日からから施行する。